



東京パブリック法律事務所 ニュースレター

Vol.12

2018年
(平成30年)6月発行



～ スーパーマンでも全員は救えない～

弁護士 千葉 飛鳥

昨年の12月より東京パブリック法律事務所に入所させて頂きました弁護士の千葉飛鳥と申します。

入所して半年、今年の4月からは一人で事件を担当させて頂くようになりました。

とにかく全てが分からないことの毎日で、日々、悪戦苦闘しています。

弁護士になってみて思うことは、

「全ての人を救うことはできない」

ということでした。当たり前のことですが、弁護士はスーパーマンではないと思うことがよくありました。

全ての人を救うことは出来ないし、全てのことを解決することもできない。

依頼者のためとはいえ、本当にその人のためとはどういうことなのか、私がやっていることは本当に正しいことなのか、偽善ではないのか。

入所して半年の新人であれば当たり前のことかもしれませんが、自分の無力さを嘆くことがよくありました。

そんな時、私は一冊の本を読みました。

その本にはこんなことが書いてありました。

「ヒーローは、目につく不幸な人間を、全員、救わなくちゃいけないのか」って問題です。

そうですね。

バットマンでも、仮面ライダーでも、全員を助けることはできないのです。

では、一人を助けて、他の人を助けないことは偽善なのでしょうか。

「すべての人を救わない」ことは、「偽善」なのでしょうか。

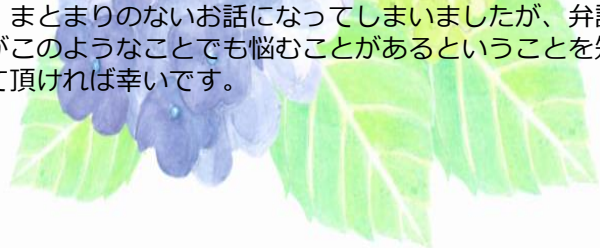
やれることには限りがある。スーパーマンでも全人類を救うことはできないのであれば、もちろん、私たち弁護士にもやれることには限りがあります。

だからこそ、自分に依頼してくれた人は助けられるようにしよう。

そして、助けられるように精一杯努力しよう。

それしか今の私にはできることはないと思うようになりました。

まとまりのないお話になってしまいましたが、弁護士がこのようなことでも悩むことがあるということを知って頂ければ幸いです。



～ 外国人・国際部門 (FISS) の活動について ～

弁護士 伊藤 崇

先月(5月)のFISSは18か国の方(英語案件46%・日本語案件25%・中国語案件10%・フランス語案件14%)から新規法律相談を受け付けました。また、日常法律相談・事件対応のほか、次のような活動を行っています。

◆Mercado Latino 4月号記事掲載中

(内容: 個人再生)

◆板橋区文化・交流財団主催の外国人相談対応

◆4月28日 シカゴ日本人クラブでのセミナー(日米相続手続)

◆5月13日 フランス語によるセミナー(婚姻関係)

◆5月24日大使館セミナー(刑事弁護手続)

フランス語によるセミナー開催以降、フランス語相談の需要が多く見られます。今後スペイン語相談枠も拡充予定であり、多言語相談の実現に向けて今後も体制を整えていく予定です。

～ 法テラス池袋閉鎖後の法律相談のご案内 ～

<7月以降のご相談について>

法テラス池袋が2018年6月末で閉鎖され、7月から法テラス東京と統合となります(法テラス池袋での相談業務は5月末で終了しました)。

7月からは、池袋法律相談センター(当事務所併設)が**法テラスの「指定相談場所」**となり、法テラス相談が可能となる予定です。予約方法等は次の通りです。

◇予約受付: 法テラス東京

◇予約電話: 050-3383-5300

※予約電話の際に、

「池袋法律相談センターで法テラス相談を希望」

と伝えていただければ、池袋法律相談センターで法テラスの扶助制度を使つての法律相談が可能です(資力要件等は、法テラス池袋での相談時と同様です)。

<6月中の臨時措置について>

空白期間となる6月中の臨時措置として、公設事務所である当「東京パブリック法律事務所」にて法テラスの扶助制度を利用したご相談を承ります。

◇予約受付: 東京パブリック法律事務所

◇予約電話: 03-5979-2900

※予約電話の際に、

「持込みの法律相談援助希望」とお伝えください。

～あなたのそばに～

弁護士法人東京パブリック法律事務所

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-34-5 いちご東池袋ビル2階

TEL 03(5979)2900 FAX 03(5979)2898 Web <http://www.t-pblo.jp>

<本紙についてのお問い合わせは当事務所広報委員会までお願いします>

